

都留市パブリック・コメント制度 意見募集結果

案件名： 「 都留市空家等対策基本計画（素案）について 」

意見提出期間 : 平成 2 8 年 1 月 1 2 日 ~ 平成 2 8 年 2 月 2 日

結果公表日 : 平成 年 月 日

意見等の提出件数 : 提出者 1 名、提出件数 4 件

意見等の受付方法 : 持参 名、郵便 名、F A X 名、メール 1 名
件 件 件 4 件

意見等の内容	件数	市の考え方
<p>【解決方法】 空家問題は物件を改修した移住促進や起業促進などだけでは、空家が発生するペースに間に合わないと考えます。これらも有効で価値のあることですが、根本的な解決には別の方法も必要だと思えます。</p>	1 件	<p>空家等が発生し放置される要因は様々です。また、空家等に関する課題への取組は、空家等の発生抑制から除却後の跡地利用までの各段階に渡っています。さらに、空家等が所在する場所によって、住宅の密集度や周辺道路の幅員などの周辺環境、生活の便利さや世帯構成などの居住環境等が異なるため、その実態に即した空家等の対策が必要となります。</p> <p>そこで、基本計画（素案）では「第 3 章第 2 節 具体的取組」で居住中から跡地利用までの各段階に渡る取組を行い、また、「第 3 章第 3 節 モデル自治会における取組」で地域性を考慮した「市街地モデル自治会」「旧集落モデル自治会」「農地集落モデル自治会」を指定し、それぞれの自治会や地域に応じた有効的な対策を検討していくこととしています。</p> <p>今後は、空家等の所有者、地域住民や事業所、有識者などから様々な意見を聴く中で、都留市に合った空家等対策の具体的な解決方法を検討・実施してまいります。</p>
<p>【緊急危険排除】 地震、大雪などの際に倒壊する可能性が高く、また主要道をふさぐ可能性のあるものについては、事前に優先順位を高く対処する必要があるかと思えます。緊急時には、人的・物的（重機など）資源が限られますので、その点も考慮ください。</p>	1 件	<p>本来、空家等は個人の財産であり、空家等の周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、その所有者等が建物やその敷地を適切に管理する責任があります。</p> <p>基本計画（素案）では、「第 3 章第 2 節 具体的取組（5）所有者等による適正管理」により、地震、大雪などの自然災害の際に倒壊するなどの事態が発生しないよう、空家等の所有者等に平日頃からの適切な管理や自主的な改善、除却</p>

		<p>等を促すこととしています。</p> <p>また、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのあるいわゆる特定空家等については、「(8) 管理不全な空家等に対する対応」及び「(9) 緊急危険排除」において、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、指導、勧告、命令を行い、自主的改善、除却等について強力に対策を推進していくこととしていますが、今後はさらに具体的な対策について空家等対策協議会等において検討してまいります。</p>
<p>【空家等対策協議会】 空家等対策協議会に興味があります。参加は可能でしょうか。</p>	1 件	<p>今回策定する基本計画の内容の変更や計画の実施に関する具体的な内容を検討する組織として、都留市空家等対策協議会を設置する予定です。</p> <p>設置にあたっては、いただいたご意見を参考に、委員組織に市民からの公募委員を加え、平成 28 年度の早い時期に募集をしてまいります。</p>
<p>【利活用】 空き家を防災倉庫と利用する提案がありますので、市民、物件所有者、市役所(行政)にそれぞれメリットがある内容ですので、ご検討ください。</p>	1 件	<p>空家等の具体的な利活用の方法については、今後、空家等対策協議会や庁内の関係各課において検討していくこととしています。</p> <p>ご提案の「防災倉庫としての利用」については、貴重なご意見として前向きに検討してまいります。</p>